

令和8年4月1日

令和8年度 伊達市監査実施方針

1 基本方針

令和8年度伊達市行政経営方針では、「求められる施策の推進」と「持続可能な行財政経営の推進」の2つを柱とし、人口減少対策を最優先課題に位置付けている。

その中で、特に第3期伊達な地域創生戦略に基づき、若い世代の希望である結婚・出産・子育てを支援し、地域共生社会を推進するとともに、市外からの流入促進と市外への流出抑制を目指した具体的な施策を着実に進めるとともに、令和8年下期に開業予定の大型商業施設に関連する施策を進めるとしている。

また、厳しい財政状況下での持続可能な行財政運営基盤の構築が求められており、業務プロセスの効率化（BPR）や財政構造の見直し、さらに、DXを活用した行政サービスの改善、オンライン申請の拡充と情報システムの標準化により行政サービスの効率化と質の向上を図るほか、職員意識改革や能力向上を目指した人材育成プログラムを実施し、柔軟かつ効率的な組織体制の構築を進めるなど、中長期的な視点に立った行財政経営に取り組むとしている。

財政状況は財政健全化法上では健全さを維持しているものの、社会保障費や公共施設の維持管理費、公債費の増加に加え、物価上昇などの社会情勢を背景とした新たな財政需要が見込まれ、令和8年度においても引き続き厳しい財政運営が予想される。

これらのことから、歳入確保や歳出抑制の徹底など財政構造改革プログラムに基づく取り組みを着実に実行しながら、第3次総合計画の将来像を目指し、事業の選択と集中による「メリハリのある施策の展開」を図りながら、本市の特徴を生かした持続可能な行財政運営を実現しなければならない。

そのため、公正不偏で独任制の執行機関である監査委員において、違法、不当の指摘にとどまらず、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施する必要がある。

よって、伊達市監査委員監査基準第13条の規定により、令和8年度監査実施方針を次のとおり定める。

(1) 公正・合理的・能率的な市政運営の確保

公正で合理的かつ能率的な市政運営を確保するため、違法や不正の指摘にとどまらず、対象部局におけるチェック体制などの内部統制の整備・運用状況に留意しながら、指導に重点をおいて監査を実施する。

(2) 事務事業及び予算執行の検証

事務事業や予算の執行について、適法性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から検証する。

(3) 監査結果の実効性の向上

監査の実効性を確保するため、監査結果における指摘事項等に対する措置状況等を把握し、是正・改善を求める。また、監査結果やそれに基づき講じた措置や内容について、全執行機関等に情報の共有化を図る。

(4) 市民への積極的な情報提供

監査結果及び講じた措置等について、市民に積極的、かつ分かりやすく情報提供を行う。

(5) コンプライアンス意識の浸透と適正な事務執行の確認

職員のコンプライアンス意識の浸透や内部統制の状況など、適正な事務執行のため、組織としての取り組みについて監査を行う。

2 監査等の実施方針及び年間計画

令和8年度における定期監査、例月現金出納検査、決算審査については、別紙「令和8年度伊達市監査委員事務局年間計画」によるものとし、その他の監査については、必要が生じた場合にその都度決定のうえ実施する。

3 実施する監査等の種別

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

ア 対象・範囲

令和7年度、令和8年度分の市の財務事務・経営に係る事業管理事務

及び工事等契約に関する事務事業等について実施する。

また、令和7年度分の学校徴収金・学校施設管理等について、学校監査を実施する。

イ 日程

「令和8年度伊達市監査委員事務局年間計画」のとおりとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

ウ 監査実施上の着眼点

- (ア) 予算の執行は、計画的かつ効果的に行われ、目的に添って適正に管理運営がなされているか。
- (イ) 歳入、歳出科目は適正か。
- (ウ) 調定の時期、手続及び調定額、算出基礎は適正か。
- (エ) 違法、不正な支出又は不経済な支出はなく、効果的に執行されているか。
- (オ) 負担金、補助金及び交付金等の事務処理は適正か。
- (カ) 物品の取得管理及び現金の管理運用は適正か。
- (キ) 契約の方法は適正か。
- (ク) 契約の相手方の選定は適正か。
- (ケ) 事業は施行計画の目的に合致しているか。
- (コ) 請負工事等の施工及び管理は適正か。
- (サ) 維持管理業務は適正か。
- (シ) 歳入、歳出の証拠書類の保管は適正か。
- (ス) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

エ 提出を求める書類等

- (ア) 提出を求める関係資料
 - ①事務事業総括表
 - ②その他必要と認める資料（事務分掌表、歳入歳出予算執行状況表、流用・予備費充当の内訳書、予算の補正措置状況、公共的団体の事務局設置及び事務従事状況調、契約状況調書、食糧費執行状況調、その他）
- (イ) 提出を求める書類・帳簿等
 - ①歳入歳出関係書類・帳簿等
 - ②契約関係書類
 - ③その他必要と認める書類・帳簿等

オ 監査の準備

事務局長は監査を行う準備として、対象となる事務事業の所管課等

の長に監査の日程、場所等を示し、必要な関係資料の作成及び書類・帳簿等の提出を求め監査の準備をする。

カ 監査の実施

事務事業の所管課等の長から提出された監査資料（事務事業総括表等）の中から定期監査対象事業・項目を決定し、事務事業の所管課等の長にさらに詳細な資料の作成や関係書類の提出を求め、監査を実施する。

キ 監査結果の講評

定期監査の結果に関する報告決定の前に、監査対象課等の長に内容を講評し、これに対する弁明または見解を聴取する。

ク 監査結果の報告

監査委員は地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果を作成し、市長、市議会議長及び関係行政委員会等に報告書を提出する。

ケ 監査結果の公表

監査結果は、伊達市公告式条例を準用し公表する。

(2) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

ア 対象・範囲

保管する現金の出納事務は、原則として前月分について実施する。

イ 日程

「令和 8 年度伊達市監査委員事務局年間計画」のとおりとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

ウ 検査実施上の着眼点

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高、出納関係帳簿、指定金融機関等発行預金残高報告書、証拠書類等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とする。

エ 提出を求める書類等（一般・特別会計）

(ア) 収支日計表

(イ) 現金計算書

(ウ) 現金の保管状況調書

(エ) 歳計実績表

(オ) 歳計外・基金月計表

(カ) 款別歳計実績表

(キ) 歳入、歳出額調書

(ク) 歳計外・基金実績表

- (ケ) 基金調書（債権含む）
 - (コ) 残高証明書（債権含む）
 - (サ) 市税等徴収実績表
 - (シ) 支出伝票
 - (ス) 収入伝票
- オ 提出を求める書類等（水道事業・下水道事業会計）
- (ア) 合計残高試算表
 - (イ) 資金予算表
 - (ウ) 資金予算明細表
 - (エ) 資金予算明細表内訳
 - (オ) 水道使用量・料金調
 - (カ) 損益計算書
 - (キ) 現金保管調書
 - (ク) 収支日計表
 - (ケ) 残高証明書
 - (コ) 支出伝票

カ 準備調査

検査を開始するに当たって、事務局長は担当責任者から検査に必要な書類等の提出及び説明を求め、その結果を監査委員に報告する。

キ 検査の実施

監査委員は、準備調査の結果から、提出を求めた書類等を審査し、対面により質疑応答を実施する。

ク 検査結果に対する弁明又は意見聴取

監査委員は、本調査の結果について必要に応じ担当責任者よりこれに対する弁明又は意見を聴取する。

ケ 検査結果の報告

監査委員は、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を市長及び市議会議長に提出する。

(3) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）

ア 対象・範囲

前年度の決算内容その他関係諸表等及び財政の健全化判断比率を審査する。

決算審査時は、原則として「監査委員聞き取り調査」を実施する。

なお、委員の聞き取り調査は、最初に予算編成及び歳入、歳出執行管

理についての事務を所掌する部署を行い、次に事務事業対象課等の順で実施する。

イ 日程

「令和8年度伊達市監査委員事務局年間計画」のとおりとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

ウ 審査実施上の着眼点

歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類及び健全化判断比率の各算定調書について、計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が、適正かつ効率的に行われていたかどうかを主眼として審査を実施する。

エ 準備調査

審査を開始するに当たって、事務局長は担当責任者から審査に必要な書類の提出及び説明を求め、その結果を監査委員に報告する。

オ 審査の実施

監査委員は、始めに財政担当部長から各会計の決算、基金の運用状況並びに財政及び経営の健全化判断比率の概要について説明を受け、次に準備調査の結果を基に、関係各課等の担当者に対し対面により質疑応答を実施する。

カ 審査結果に対する弁明又は意見聴取

監査委員は、審査結果に関する意見内容を決定する前に、関係各課等の長よりこれに対する弁明又は意見を聴取する。

キ 監査委員は、審査の結果に関する意見書を市長に提出する。

(4) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査が必要であると認める場合は、一般行政事務（内部組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営など）の執行について監査することとし、対象事業及び実施期間等詳細は、その都度、監査委員協議のうえ監査実施計画を定め実施する。

(5) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査のほかに、監査委員が必要と認める場合に随時実施することとし、対象事務及び実施期間等詳細は、その都度、監査委員協議のうえ監査実施計画を定め実施する。

(6) 公社及び財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

地方自治法の規定により、監査委員が必要と認める場合に、補助金交付先に対して、出納その他の事務の執行について監査を実施する。

4 その他

「直接請求監査」、「要求監査」及び「住民監査請求」など監査年間計画によらない要求又は請求に基づく監査は必要が生じた場合に実施する。